

国民保護法制の概要 及び宇部市の取り組み

平成18年5月
危機管理室

目次

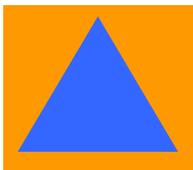
国民保護法制の概要について

1	国民保護法成立までの経緯	1
2	国民保護法が想定している事態	2
3	国民保護法とは	3
4	国民保護法の構成	4
5	武力攻撃事態等への対処の流れ	5
6	国民の保護に関する基本方針及び国民保護計画	7
7	自治体消防の役割	8

宇部市の取り組みについて

1	宇部市国民保護計画について	9
2	宇部市国民保護協議会について	10
3	宇部市国民保護対策本部等について	15
4	これまでの取り組み	17
5	今後のスケジュールについて	18

資料	1	国民保護法抜粋	19
	2	指定行政機関及び指定地方行政機関	27
	3	指定公共機関	28
	4	指定地方公共機関	30



*表紙のマークは、民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書に規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。デザインはオレンジ色地に青の正三角形の図案となっています。

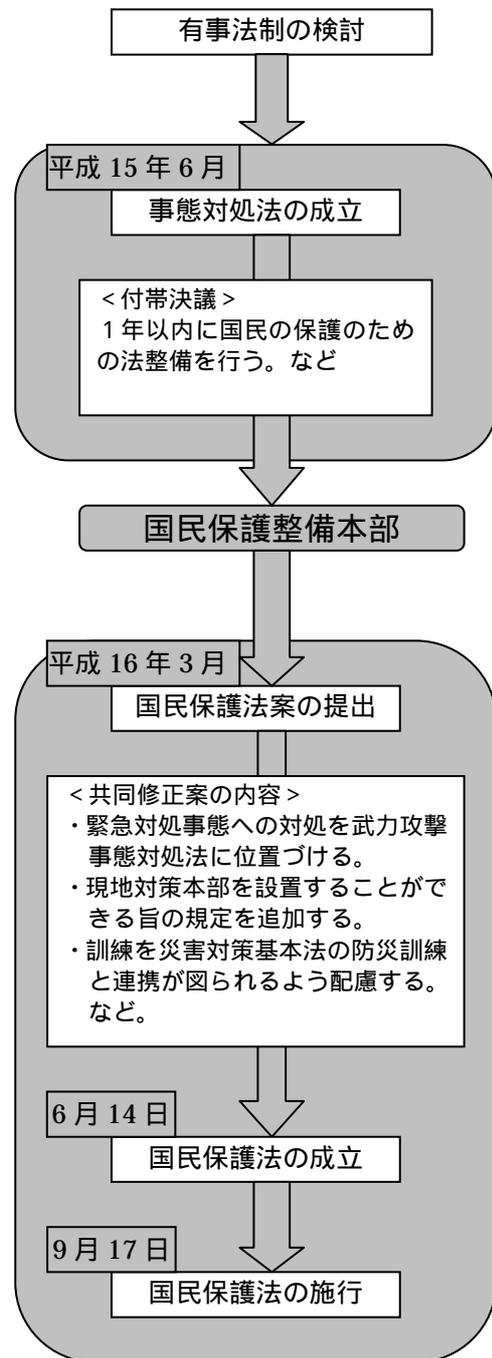
国民保護法制の概要について

1 国民保護法成立までの経緯

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（事態対処法）」などの有事関連三法が、平成 15 年 6 月に成立しました。事態対処法は、有事法制全体の中核として位置付けられる法律です。

事態対処法の成立を受けて、政府は、国民保護法制整備本部を設置し、国民保護法案の検討に入りました。地方公共団体の意見を反映するため都道府県知事との意見交換会なども開催されました。このような経過を経て「武力事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」案が取りまとめられ、平成 16 年通常国会に提出されました。

国会では、平成 16 年 5 月 20 日の衆議院本会議において、自由民主党・公明党・民主党による共同修正案が可決され、平成 16 年 6 月 14 日、参議院本会議において、衆議院修正後の国民保護法案が可決・成立し、同年 9 月 17 日に施行されました。



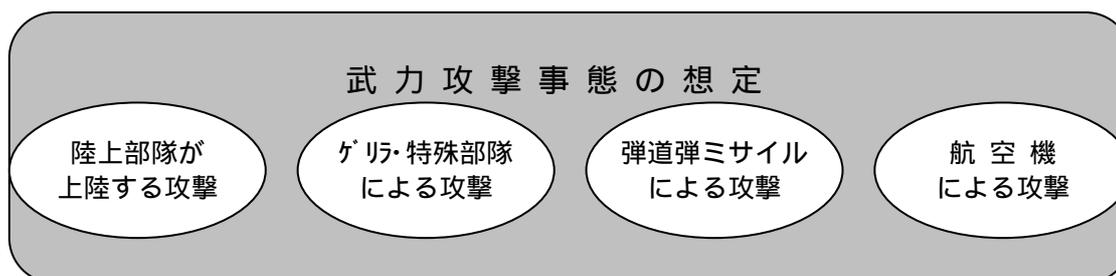
「有事関連三法」

- ・武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全に関する法律（事態対処法）
- ・改正自衛隊法
- ・改正安全保障会議設置法

2 国民保護法が想定している事態

(1) 武力攻撃事態

「武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定されています。想定している事態は次の図のとおりです。



(2) 武力攻撃予測事態

「武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」と規定されています。

(3) 緊急処理事態

「武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」と規定されています。想定している事態は、次のとおりです。

緊急処理事態の想定

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力発電施設等の破壊
	石油コンビナート、都市ガス貯蔵施設等の爆破
多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
	新幹線等の爆破
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	放射性物質を混入させた爆弾等の爆発による放射能の拡散
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
	水源地に対する毒素等の混入
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 国民保護法とは

「国民保護法」は、「事態対処法」の基本的枠組みの下で整備された個別の法制であり、武力攻撃等から国民の身体、生命及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にとどめるため、国、地方公共団体等の役割分担やその具体的な措置、措置を実施するための体制の整備について定めています。

国民保護法のポイント

- 1 武力攻撃事態等において、国民の身体、生命及び財産の保護を図ることを目的としています。
- 2 武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしています。
- 3 住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等について、その具体的な内容を定めています。
- 4 国民の保護のための措置を実施するに当たっては、国民の基本的な人権の尊重に十分な配慮がなされます。

< 参 考 >

【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html>

【総務省消防庁】

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

【山口県防災危機管理課国民保護サイト】

<http://www.pref.yamaguchi.jp/gyosei/bosai/index.htm>

【宇部市総務部危機管理室】

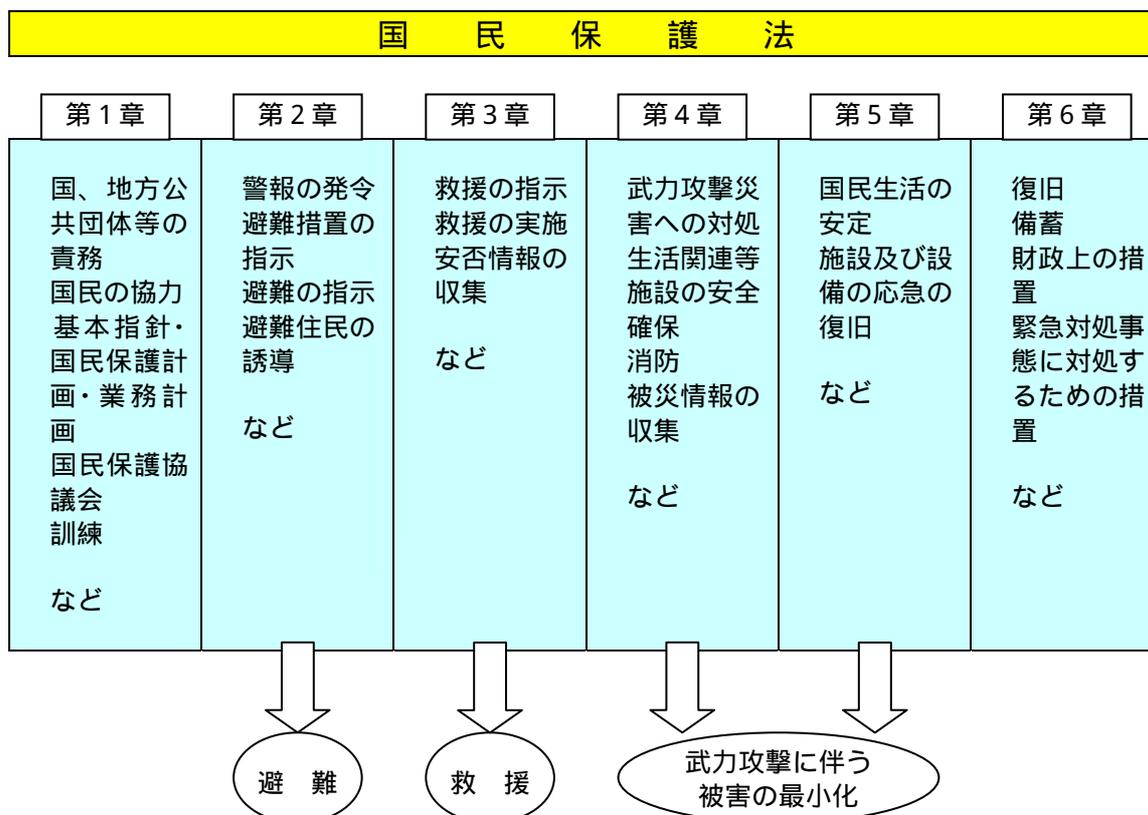
<http://www.city.ube.yamaguchi.jp/kikikanri/>

4 国民保護法の構成

国民保護法のおおまかな構成は、次の図のようになっています。

武力攻撃事態等に備えてあらかじめ政府が定める**基本指針**、地方公共団体が作成する国民の保護に関する計画（**国民保護計画**）及び国民保護計画を審議する**国民保護協議会**並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画（**国民保護業務計画**）などについて規定しています。

また、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するための国や地方公共団体などの重要な役割を「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱として定めています。



5 武力攻撃事態等への対処の流れ

武力攻撃事態等が発生した場合、国・県・市町村は、以下のような流れで対処することとなります。

武力攻撃事態が発生すれば、まず国が、事態の認定や事態対処の全般的な方針などをとりまとめた「対処基本方針」を閣議決定し「武力攻撃事態等対策本部」を設置します。

同時に、国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体を指定します。

指定の通知を受けた県・市町村は「国民保護対策本部」を設置し、国民保護計画に基づき、国民保護措置を実施します。

国民保護措置は「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の三つの柱で構成されています。

避 難

事態の発生に伴い、国が警報を発令し、県は市町村へ通知し市町村が住民へ伝達します。

次に、国が要避難地域と避難先地域を定めるので、これを受けて、県は主な避難経路と交通手段を示し、市町村を通じて住民へ避難指示を行い、市町村が住民を避難誘導します。

救 援

都道府県は指定した避難施設等において、市町村の協力を得ながら、避難住民等に対し、食料や医療などを提供します。

また、安否情報については、市町村が中心となって収集し、その情報を県は整理して国へ報告を行います。住民等からの安否照会については個人情報保護に十分留意し、国・県・市町村が対応します。

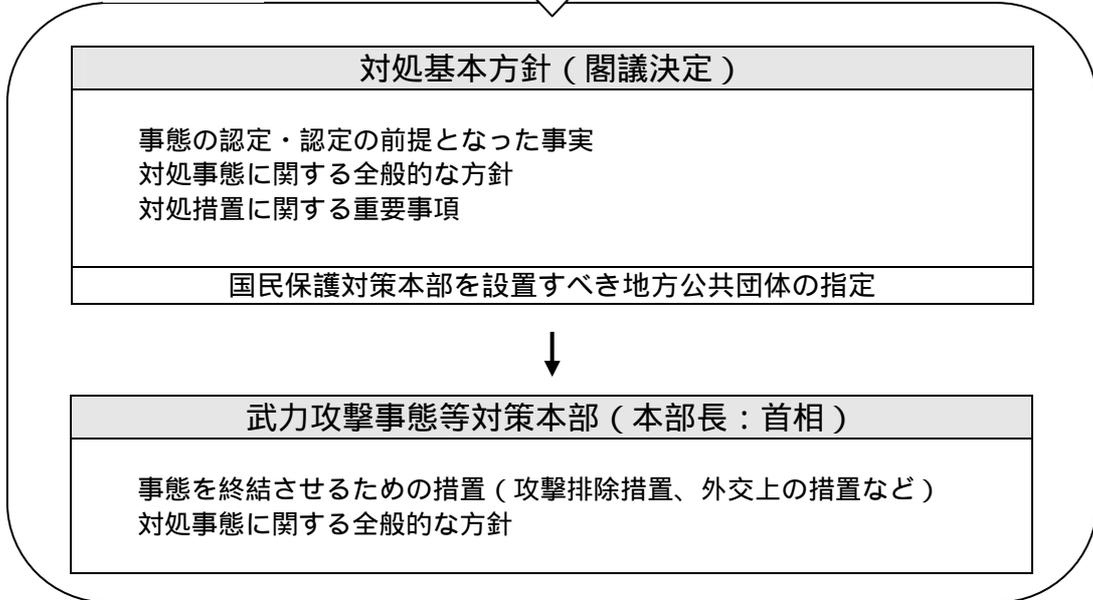
武力攻撃に伴う被害の最小化

市町村は、消防、救急及び救助活動を行うとともに、県等と協力して、警戒区域を設定し立ち入り制限などを行い、武力攻撃等に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。



事 態 対 処 法

国 の 対 応



国 民 保 護 法



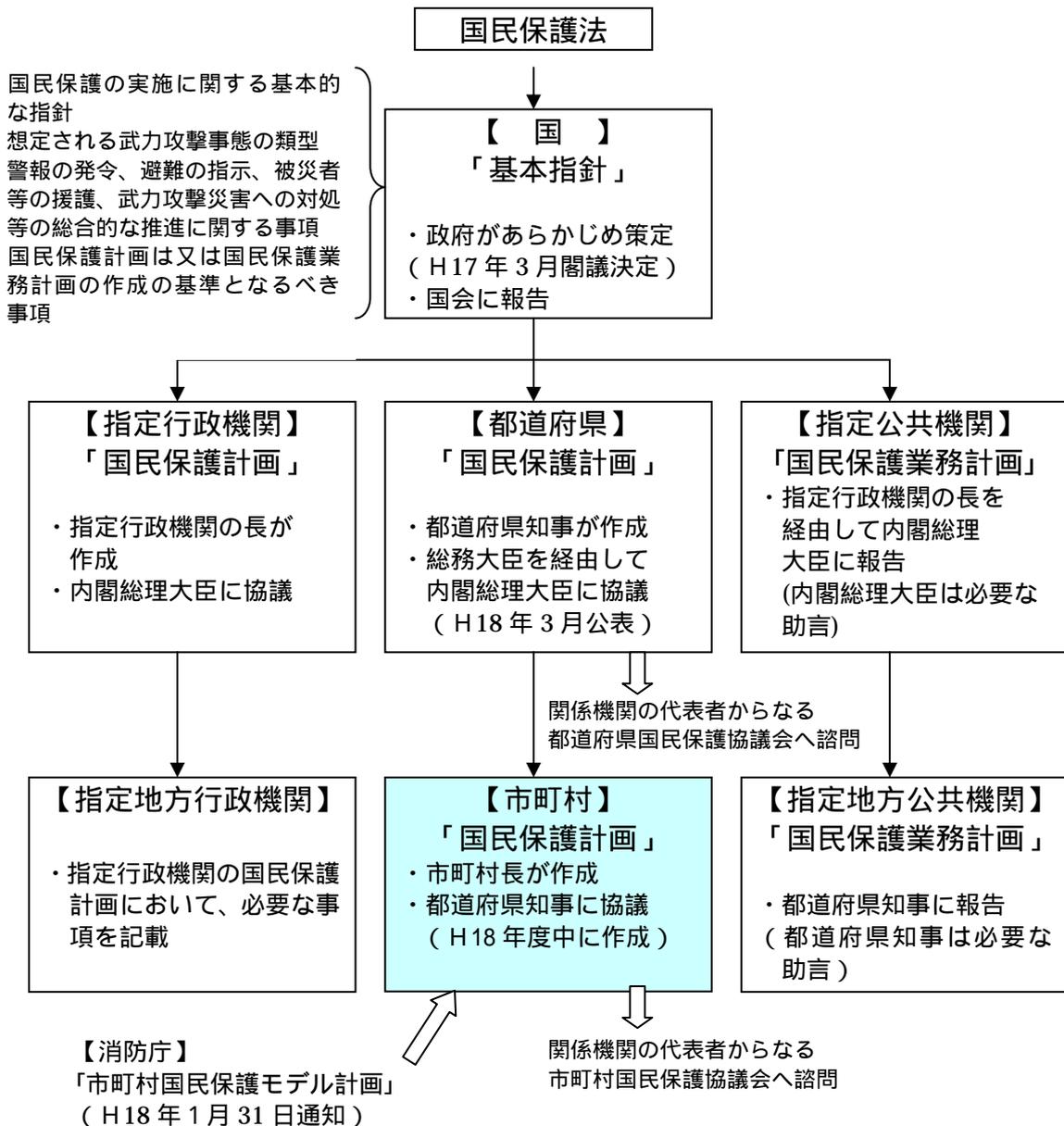
国 民 保 護 計 画

国 民 保 護 措 置 の 実 施 (主 な も の)						
	避 難		救 援		被 害 の 最 小 化	
	警 報	避 難	食 料 ・ 医 療	安 否 情 報	消 防	警 戒 区 域
国	発 令	措 置 指 示	救 援 指 示	照 会 対 応	(措 置 指 示)	
県	通 知	避 難 指 示	救 援 実 施	国 へ 報 告 照 会 対 応	(措 置 指 示)	警 戒 区 域 設 定 ・ 立 入 制 限
市 町 村	警 報 を 住 民 へ 伝 達	住 民 を 避 難 誘 導	救 援 事 務 の 一 部 を 実 施	収 集 ・ 整 理 照 会 対 応	住 民 を 火 災 等 から 保 護	警 戒 区 域 設 定 ・ 立 入 制 限

6 国民の保護に関する基本指針及び国民保護計画

「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」という三つの柱は、国や地方公共団体等の大切な役割ですが、武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は基本指針を、都道府県は「基本指針」に基づき「都道府県国民保護計画」を平成17年度中に、市町村は「都道府県国民保護計画」に基づき「市町村国民保護計画」を平成18年度中に作成しておく必要があります。

基本指針と国民保護計画等の関係は次の図のようになっています。



7 自治体消防の役割

国民保護法では、消防の任務を次に示すとおり規定しています。この規定は、消防組織法第1条の規定を武力攻撃事態等にも当てはめたものとなっており、消防が、自然災害、武力攻撃災害等原因の如何にかかわらず、こうした任務に当たることを示しています。

なお、国民保護法では、武力攻撃事態等の特殊性から、特に安全確保配慮義務を定めていて、通常の災害に比べて消防職員の安全確保には特に注意が払われることになっています。また、避難住民の誘導についても、平素から地域で活動している消防吏員や消防団員が大きな役割を担うことが期待されています。

消防の役割に関する事項

消防の任務（国民保護法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防除し、及び軽減しなければならない。

消防の任務（消防組織法）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以てその任務とする。

避難住民の誘導

市町村長の指揮により、市町村の職員並びに消防長及び消防団長は、避難住民の誘導を行わなければなりません。

市町村の職員並びに消防吏員及び消防団員は、必要な警告又は指示をすることができます。

消防吏員は、危険な場所への立入の禁止、退去、その他の措置を講じることができます（ただし、警察官等がその場にいない場合）。

消防庁長官の指示に関する事項

【市町村長に対する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し、都道府県知事の指示を待ついとまがない場合、市町村長に対し、武力攻撃災害の防御のための消防に関する措置について指示できます。

【都道府県知事に対する指示】

消防庁長官は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置について指示できます。

【応援に関する指示】

消防庁長官は、特に緊急を要し、必要があると認められる場合、直接市町村長に消防の応援等のため必要な措置を講じるよう指示できます。

【消防に関する安全の確保】

消防庁長官は、これらの指示を行うときは、出勤する職員の安全の確保に関し、十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければなりません。

宇部市の取り組みについて

1 宇部市国民保護計画について

(1) 計画作成の必要性

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有しています。

(法第3条第2項)

このため、市町村長は、その責務にかんがみ、都道府県国民保護計画に基づき国民保護計画を作成しなければならないものとされています。(法第35条第1項)

なお、第5回国民保護整備本部(H16.9.7)において、都道府県は平成17年度中(山口県H16.3に公表)に、市町村は平成18年度中に作成することとされています。

(2) 計画で定める事項(法第35条第2項)

市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

その他、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(3) 作成上の注意事項(法第35条第3項～6項)

指定行政機関及び他の地方公共団体の国民保護計画と整合性を保つこと

他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聞くこと

計画を作成するときは、あらかじめ県知事に協議すること

計画を作成したときは、速やかに議会に報告し、公表すること

(4) 市町村国民保護モデル計画

消防庁が、市町村における国民保護計画の作成を支援するため、技術的な助言として作成した「市町村国民保護モデル計画」が、平成18年3月に通知されました。

本市においては、このモデル計画に準拠し、計画を作成する予定です。

2 宇部市国民保護協議会について

(1) 設置の目的

市の区域に係る国民保護措置に関し、広く住民や関係機関の意見を求め、市の国民保護措置に関する施策を総合的に推進することを目的としています。(法第39条第1項)

なお、市長は、国民保護計画を作成し、又は変更する時は、あらかじめ協議会に諮問しなければならないこととされています。

(法第39条第3項)

(2) 協議会の事務

市長の諮問に応じて市の国民保護措置に関する重要事項を審議するとともに市長に意見を述べることとされています。

(法第39条2項)

(3) 協議会の組織

会長は、市長をもって充て、会務を総理します。

委員は、次の者の内から市長が任命します。

(法第40条第1項～4項)

指定地方行政機関の職員

自衛隊に所属する者

県の職員

助役

教育長及び消防長

その他の市の職員

指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

(4) 委員の任期

2年。再任可 (法第40条第5項)

(5) 専門委員

協議会に、専門の事項を調査させるため、専門の委員を置くことができる。(法第40条第6項)

(6) その他

上記のほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市条例で定めることになっています。(法第40条第8項)

(7) 「宇部市国民保護協議会条例」

宇部市国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 7 号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第四十条第八項の規定に基づき、宇部市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第二条 協議会の委員の定数は、二十五人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第三条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員会は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第六条 協議会に幹事三十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(8) 宇部市国民保護法協議会運営要綱

宇部市国民保護協議会運営要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市国民保護協議会条例(平成18年3月29日宇部市条例第7号)第8条の規定に基づき、宇部市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委任)

第2条 委員が協議会の会議(以下「会議」という。)に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会長の専決処分)

第3条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

(部会)

第4条 部会の設置及び運営について必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

(幹事会)

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、議事の内容に応じ、必要な幹事のみ招集することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 月 日から施行する。

(8) 宇部市国民保護協議会委員

会 長 宇部市長

委 員 25人

	法第40条	区分	所 属 及 び 職 名	氏 名
1	第4項第1号	指定地方 行政機関	国土交通省門司海上保安部宇部海上保安署長	久良知 法 昭
2	"	"	国交省中国地方整備局宇部港湾事務所長	西 田 芳 浩
3	"	"	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所 宇部国道維持出張所長	山 内 和 則
4	第4項第2号	自衛隊	陸上自衛隊第17普通科連隊第3中隊長	片 岡 建 志
5	第4項第3号	県職員	山口県宇部健康福祉センター所長	岡 紳 爾
6	"	"	山口県宇部土木建築事務所長	古 屋 憲 二
7	"	"	山口県山口宇部空港事務所長	藤 井 俊 照
8	"	"	山口県厚東川ダム管理事務所長	津 村 敏
9	"	"	山口県宇部港湾管理事務所長	村 中 克 彦
10	"	"	山口県宇部警察署長	長 松 久 雄
11	第4項第4号	助 役	宇部市助役	矢 富 敏 肆
12	第4項第5号	教育長	宇部市教育長	前 田 松 敬
13	"	消防長	宇部市消防長	矢 野 洋 司
14	第4項第6号	市職員	宇部市総務部長	木 藤 昭 仁
15	"	"	宇部市ガス水道局長	宗 内 敏 和
16	"	"	宇部市交通局長	岡 田 勝 長
17	第4項第7号	指定公共 機 関	西日本旅客鉄道株式会社宇部新川鉄道部長	前 田 修 二
18	"	"	中国電力株式会社宇部営業所長	蔵 重 三 男
19	"	指定地方 公共機関	山口県トラック協会宇部支部長	清 水 龍 彦
20	"	"	社団法人宇部市医師会 救急対策担当理事	若 松 隆 史
21	第4条第8号	有識者	宇部市消防団 宇部消防団長	平 田 基 治
22	"	"	宇部市消防団 楠消防団長	上 野 昭 治
23	"	"	宇部市自治会連合会 理事	黒 高 満 義
24	"	"	社会福祉法人宇部市社会福祉協議会地域福祉課長	小 林 千 恵 子
25	"	"	男女共同参画情報誌編集委員会 委員長	笠 谷 幸 子

宇部市防災会議委員と同じ。

(9) 宇部市国民保護協議会幹事会(案)

議長 総務部長

幹事 25人

	区分	所属機関名	職名	氏名
1	指定行政機関	国土交通省門司海上保安部宇部海上保安署	次長	安井正文
2	"	国交省中国地方整備局宇部港湾事務所	総務課長	野村浩嗣
3	"	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所宇部国道維持出張所	管理係長	川本 暁
4	自衛隊	陸上自衛隊第17普通科連隊第3中隊	運用訓練幹部	1
5	県	山口県宇部健康福祉センター	次長	下松谷 竹 晴
6	"	山口県宇部土木建築事務所	次長	山 田 徹 雄
7	"	山口県山口宇部空港事務所	次長	西 公 男
8	"	山口県厚東川ダム管理事務所	主 査	入 江 久 人
9	"	山口県宇部港湾管理事務所	次長	内 田 彰
10	"	山口県宇部警察署	警備課長	竹 中 俊 彦
11	市	宇部市	総合政策部次長	小 川 徹
12	"	"	財務部次長	福 本 幸 三
13	"	"	市民生活部次長	西 田 恭 徳
14	"	"	環境部次長	井 本 英 文
15	"	"	健康福祉部次長	岡 田 利 三
16	"	"	経済部次長	部 坂 博 美
17	"	"	土木建築部次長	古 松 修 二
18	"	"	都市開発部次長	内 田 英 明
19	"	"	下水道部次長	伊 藤 勇
20	"	"	楠総合支所次長	山 田 稔 夫
21	"	宇部市教育委員会	次長	福 重 和 巳
22	"	宇部市ガス水道局	水道事業部次長	石 田 昇
23	"	"	ガス事業部次長	沢 村 裕
24	"	宇部市交通局	次長	三 浦 信 弘
25	"	宇部市消防本部	次長	正 木 智 夫

【事務局：宇部市総務部 危機管理室】

1：陸上自衛隊については、幹事会開催時期により訓練等の関係で担当者を特定することが困難なため、職名の記載にとどめる。

3 宇部市国民保護対策本部等について

(1) 対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「対策本部」という。）の設置の指定を受けた時は、宇部市国民保護計画に基づき直ちにこれを設置しなければならないこととされています。

（法第27条第1項、第183条）

P5「5 武力攻撃事態等への対処の流れ」参照

(2) 対策本部の事務

宇部市国民保護計画に基づき、国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進する。

（法第27条第3項、第183条）

(3) 対策本部の組織

対策本部長は、市長をもって充てる。

本部員は、次の者を充てる。

（法28条第1項、第4項、第183条）

助役

教育長

消防長

上記の外、市長が市職員の内から任命する者

(4) 対策本部の廃止

市長は、対策本部の指定の解除の通知を受けた時は、遅滞なくこれを廃止するものとされています。（法第30条、第183条）

(5) その他

法に定めのあるもののほか、対策本部の設置に関し必要な事項は市条例で定めることとなっています。（法第31条、第183条）

(6) 宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急処理事態対策本部条例

宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急処理事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 29 日条例第 8 号

(趣旨)

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の任務)

第二条 宇部市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、宇部市国民対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を掌理する。

2 宇部市国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 宇部市国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第三条 対策本部の会議は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部長が招集し、その議長となる。

(部)

第四条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第五条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員を置き、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第六条 対策本部の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(準用)

第 8 条 第 2 条から前条までの規定は、宇部市緊急処理事態対策本部について準用する。この場合において、「宇部市国民保護対策本部」とあるのは「宇部市緊急処理事態対策本部」と、「宇部市国民保護対策本部長」とあるのは「宇部市緊急処理事態対策本部長」と、「宇部市国民保護対策副本部長」とあるのは「宇部市緊急処理事態対策副本部長」と、「宇部市国民保護対策本部員」とあるのは「宇部市緊急処理事態対策本部員」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 これまでの取り組み

【平成16年度】

- 平成16年8月9日 平成16年度国民保護ブロック会議（広島市）
- 平成16年8月23日 国民保護法制市町村等担当者説明会（山口市）
- 平成17年3月 「国民の保護に関する基本指針」閣議決定

【平成17年度】

- 平成17年4月1日 危機管理室設置
- 平成17年5月31日 平成17年度国民保護ブロック会議（岡山市）
- 平成17年6月9日 国民保護法制県・市町村等連絡会議（山口市）
- 平成17年11月14日 山口県国民保護フォーラム（山口市）
- 平成18年1月16日 福岡県国民保護フォーラム（福岡市）
- 平成18年1月 市町村国民保護モデル計画通知
- 平成18年3月 宇部市議会
「宇部市国民保護協議会条例」
「宇部市国民保護対策本部及び宇部市緊急対処事態
対策本部条例」上程、成立
山口県国民保護計画公表

5 今後のスケジュール

【平成18年度】

- 18年 4月
 - ・国民保護協議会委員任命
 - ・「市国民保護協議会運営要綱」作成
 - ・市国民保護計画素案作成着手
 - ・危機管理室ホームページ整備
- 5月
 - ・第1回市国民保護協議会開催(概要及びスケジュール説明)
- 7月
 - ・国民保護協議会幹事会開催(随時)
- 10月
 - ・第2回市国民保護協議会開催(素案の提示、意見交換)
- 11月
 - ・パブリックコメント実施
 - (宇部市市民参加マニュアルに基づき実施)
- 12月
 - ・県と市国民保護計画事前協議実施
- 19年 1月
 - ・第3回市国民保護協議会開催(最終案の提示、意見交換)
- 2月
 - ・県との市国民保護計画最終協議
- 3月
 - ・市議会へ市国民保護計画報告
 - ・市国民保護計画公表(H P 掲載、広報誌等)

【平成19年度】

- 4月～
 - 宇部市国民保護計画の市民への周知
 - 「特殊標章等」の作成
 - (腕章、帽章、旗、車両章及身分証明書)

1 国民保護法抜粋

(1) 市町村国民保護計画関係条文

(市町村の国民保護に関する計画)

第三十五条 市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

第十六条 市町村長は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、当該市町村の区域に係る次に掲げる国民の保護のための措置を実施しなければならない。

- 一 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 二 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- 三 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 四 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- 五 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市町村の委員会及び委員は、対処基本方針が定められたときは、この法律その他法令の規定に基づき、前項の市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務に係る国民の保護のための措置を実施しなければならない。

三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関の連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、指定行政機関の国民の保護に関する計画、都道府県の国民の保護に関する計画及び他の市町村の国民の保護に関する計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 4 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成する場合において、他の市町村と関係がある事項を定めるときは、当該市町村の長の意見を聴かななければならない。
- 5 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
- 6 市町村長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第三十三条第六項の規定は、市町村長がその国民の保護に関する計画を作成する場合について準用する。

第三十三条（略）

6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

- 8 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第五項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

(2) 市町村国民保護協議会関係条文

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会(以下この条及び次条において「市町村協議会」という。)を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
 - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
 - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
 - 二 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。)
 - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
 - 四 当該市町村の助役
 - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長)
 - 六 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。)

七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第三十八条 都道府県協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(略)

5 委員の任期は、二年とし、再任することを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(略)

7 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の職員及び国民の保護のための措置に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(3) 市町村国民保護対策本部及び市町村緊急処理事態対策本部関係条文

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第二十七条 第二十五条第二項の規定による指定の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、都道府県国民保護対策本部(以下「都道府県対策本部」という。)及び市町村国民保護対策本部(以下「市町村対策本部」という。)を設置しなければならない。

第二十五条 内閣総理大臣は、事態対処法(略)第二十七条第一項の規定により都道府県国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村国民保護対策本部を設置すべき市町村の指定について、閣議の決定を求めなければならない。
 2 内閣総理大臣は、前項の規定により閣議の決定があったときは、総務大臣を経由して、直ちに、その旨を同項の指定を受けた都道府県の知事及び市町村の長に通知するとともに、これを公示しなければならない。

- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)

第二十八条 都道府県対策本部又は市町村対策本部の長は、都道府県国民保護対策本部長(以下「都道府県対策本部長」という。)又は市町村国民保護対策本部長(以下「市町村対策本部長」という。)とし、それぞれ都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長

- 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 助役
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
- 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
- 5 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 6 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県又は市町村の職員以外の者を都道府県対策本部又は市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- 7 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあった場合において、国民の保護のための措置の実施に関し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。
- 8 都道府県知事又は市町村長は、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画又は第三十五条第一項の規定による市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、都道府県対策本部又は市町村対策本部に、国民の保護のための措置の実施を要する地域にあって当該都道府県対策本部又は市町村対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。

(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)

- 第二十九条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村長等又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する

当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

- 3 都道府県対策本部長は、国民の保護のための措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、対策本部長(内閣総理大臣)に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する総合調整を行うことができる。
- 6 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 7 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置に関する第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、対策本部長又は都道府県対策本部長に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 9 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、第一項又は第五項の規定による総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

- 10 都道府県対策本部長又は市町村対策本部長は、都道府県対策本部長にあっては当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、市町村対策本部長にあっては当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 11 都道府県知事等又は市町村長等は、都道府県対策本部又は市町村対策本部の設置の有無にかかわらず、この法律で定めるところにより、国民の保護のための措置を実施することができる。

(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止)

第三十条 第二十五条第四項において準用する同条第二項の規定による指定の解除の通知を受けた都道府県の知事及び市町村の長は、遅滞なく、都道府県対策本部及び市町村対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第三十一条 第二十七条から前条までに規定するもののほか、都道府県対策本部又は市町村対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用)

第八十三条 第七条、第八条及び第九条第一項、第一章第二節(第十条、第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。)及び第三節(第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除く。)、第四十二条、第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条及び第七十三条第一項を除く。)、第三章(第八十八条及び第九十三条を除く。)、第四章、第五章第二節及び第三節、第四百四十一条、第四百四十三条、第四百四十四条、第四百四十七条及び第四百五十一条から第四百五十六条まで並びに第七章(第六十一条第一項を除く。)の規定は、緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。(略)

2 指定行政機関及び指定地方行政機関

指定行政機関	指定地方行政機関
1 内閣府	1 沖縄総合事務局
2 国家公安委員会	2 管区警察局
3 警察庁	3 防衛施設局
4 防衛庁	4 総合通信局
5 防衛施設庁	5 沖縄総合通信事務所
6 金融庁	6 財務局
7 総務省	7 税関
8 消防庁	8 沖縄地区税関
9 法務省	9 原子力事務所
10 公安調査庁	10 地方厚生局
11 外務省	11 都道府県労働局
12 財務省	12 地方農政局
13 国税庁	13 北海道農政事務所
14 文部科学省	14 森林管理局
15 文化庁	15 経済産業局
16 厚生労働省	16 鉱山保安監督部
17 農林水産省	17 那覇鉱山保安監督事務所
18 林野庁	18 地方整備局
19 水産庁	19 北海道開発局
20 経済産業省	20 地方運輸局
21 資源エネルギー庁	21 地方航空局
22 中小企業庁	22 航空交通管制部
23 原子力安全・保安院	23 管区气象台
24 国土交通省	24 沖縄气象台
25 国土地理院	25 管区海上保安本部
26 気象庁	26 地方環境事務所
27 海上保安庁	
28 環境省	

事態対処法施行令第1条及び第2条

3 指定公共機関

1	独立行政法人海上技術安全研究所	58	オーシャン東九フェリー株式会社
2	独立行政法人海上災害防止センター	59	株式会社ダイヤモンドフェリー
3	独立行政法人建築研究所	60	株式会社名門大洋フェリー
4	独立行政法人原子力安全基盤機構	61	関西汽船株式会社
5	独立行政法人港湾空港技術研究所	62	商船三井フェリー株式会社
6	独立行政法人国立病院機構	63	新日本海フェリー株式会社
7	独立行政法人産業技術総合研究所	64	太平洋フェリー株式会社
8	独立行政法人消防研究所	65	阪九フェリー株式会社
9	独立行政法人情報処理推進機構	66	マルエーフェリー株式会社
10	独立行政法人情報通信研究機構	67	宮崎カーフェリー株式会社
11	独立行政法人森林総合研究所	68	ベリラ株式会社
12	独立行政法人水産総合研究センター	69	ジェイアール九州バス株式会社
13	独立行政法人土木研究所	70	ジェイアール四国バス株式会社
14	独立行政法人日本原子力研究開発機構	71	ジェイアール東海バス株式会社
15	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	72	ジェイアールバス関東株式会社
16	独立行政法人農工工学研究所	73	ジェイアールバス東北株式会社
17	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	74	ジェイアール北海道バス株式会社
18	独立行政法人放射線医学総合研究所	75	中国ジェイアールバス株式会社
19	独立行政法人北海道開発土木研究所	76	西日本ジェイアールバス株式会社
20	独立行政法人水資源機構	77	小田急バス株式会社
21	日本銀行	78	神奈川中央交通株式会社
22	日本赤十字社	79	近鉄バス株式会社
23	日本放送協会	80	京王電鉄バス株式会社
24	日本郵政公社	81	京成バス株式会社
25	東日本高速道路株式会社	82	京阪バス株式会社
26	首都高速道路株式会社	83	京浜急行バス株式会社
27	中日本高速道路株式会社	84	国際興業株式会社
28	西日本高速道路株式会社	85	西武バス株式会社
29	阪神高速道路株式会社	86	東急バス株式会社
30	本州四国連絡高速道路株式会社	87	東都観光バス株式会社
31	関西国際空港株式会社	88	東武バスセントラル株式会社
32	中部国際空港株式会社	89	南海バス株式会社
33	成田国際空港株式会社	90	日本交通株式会社
34	北海道旅客鉄道株式会社	91	阪急バス株式会社
35	四国旅客鉄道株式会社	92	三重交通株式会社
36	九州旅客鉄道株式会社	93	名阪近鉄バス株式会社
37	日本貨物鉄道株式会社	94	佐川急便株式会社
38	東京地下鉄株式会社	95	西濃運輸株式会社
39	日本電信電話株式会社	96	日本通運株式会社
40	東日本電信電話株式会社	97	福山通運株式会社
41	西日本電信電話株式会社	98	ヤマト運輸株式会社
42	沖縄電力株式会社	99	エアニッポン株式会社
43	関西電力株式会社	100	株式会社ジャルエクスプレス
44	九州電力株式会社	101	株式会社日本航空インターナショナル
45	四国電力株式会社	102	株式会社日本航空ジャパン
46	中国電力株式会社	103	スカイネットアジア航空株式会社
47	中部電力株式会社	104	スカイマークエアラインズ株式会社
48	東京電力株式会社	105	全日本空輸株式会社
49	東北電力株式会社	106	日本トランスオーシャン航空株式会社
50	北陸電力株式会社	107	北海道国際航空株式会社
51	北海道電力株式会社	108	東海旅客鉄道株式会社
52	電源開発株式会社	109	西日本旅客鉄道株式会社
53	日本原子力発電株式会社	110	東日本旅客鉄道株式会社
54	大阪瓦斯株式会社	111	小田急電鉄株式会社
55	西部瓦斯株式会社	112	近畿日本鉄道株式会社
56	東京瓦斯株式会社	113	京王電鉄株式会社
57	東邦瓦斯株式会社	114	京成電鉄株式会社

115	京阪電気鉄道株式会社	139	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海
116	京浜急行電鉄株式会社	140	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北
117	相模鉄道株式会社	141	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸
118	西武鉄道株式会社	142	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道
119	東京急行電鉄株式会社	143	ボーダフォン株式会社
120	東武鉄道株式会社	144	朝日放送株式会社
121	名古屋鉄道株式会社	145	株式会社テレビ朝日
122	南海電気鉄道株式会社	146	株式会社テレビ東京
123	西日本鉄道株式会社	147	株式会社東京放送
124	阪急電鉄株式会社	148	株式会社フジテレビジョン
125	阪神電気鉄道株式会社	149	株式会社毎日放送
126	井本商運株式会社	150	関西テレビ放送株式会社
127	川崎近海汽船株式会社	151	中京テレビ放送株式会社
128	近海郵船物流株式会社	152	中部日本放送株式会社
129	栗林商船株式会社	153	東海テレビ放送株式会社
130	琉球海運株式会社	154	名古屋テレビ放送株式会社
131	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	155	日本テレビ放送網株式会社
132	KDDI株式会社	156	讀賣テレビ放送株式会社
133	日本テレコム株式会社	157	大阪放送株式会社
134	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	158	株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コ
135	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	159	株式会社日経ラジオ社
136	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	160	株式会社ニッポン放送
137	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	161	株式会社文化放送
138	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	162	東海ラジオ放送株式会社

事態対処法施行令第3条

4 指定地方公共機関

1	山口合同ガス株式会社
2	社団法人山口県LPガス協会
3	防長交通株式会社
4	サンデン交通株式会社
5	社団法人山口県トラック協会
6	社団法人山口県医師会
7	山口放送株式会社
8	テレビ山口株式会社
9	山口朝日放送株式会社
10	株式会社エフエム山口

平成17年7月 12日山口県告示第392号